

# 法人役員等報酬・出張及びその他の旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和孝福祉会の役員等の報酬（日当）、出張、その他の旅費に関する事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員等とは理事及び監事及び評議員をいう。

## (理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬（日当）及び実費弁償費を支払うことができる。

## (理事の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は理事会出席に準じ別表1により報酬（日当）及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、実費弁償費（交通費5,000円）を支払うことができる。

## (監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬（日当）及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬（日当）及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 監事が法人及び施設の監査の業務に当たった場合は、実費弁償費（交通費5,000円）を支払うことができる。

## (評議員の報酬)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬（日当）及び実費弁償費を支払うことができる。

## (出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は別表（2）により報酬及び旅費等を支給することができる。出張旅費とは、役員が研修会、講習会、その他公務により出張を命ぜられた場合の交通費、宿泊料及び報酬（日当）をいう。

## (交通費)

第8条 利用交通機関は、鉄道、船舶、路線バスとするが、順路や社会通念上の利便性を考慮し、理事長の承認により新幹線又は航空機を利用することもできる。

（1）役員は、業務の都合上、所定の等級より上級の等級を利用した場合には、理事長の認めた者にかぎり実費を支給する。

（2）役員がタクシーを利用した場合、理事長が認めた者のみ実費支給する。

(宿泊料)

第9条 宿泊料は、役員が公務で出張中、宿泊した者に対し、別表（2）に掲げる1泊分を宿泊数に応じて支給する。

(報酬の計算)

第10条 報酬（日当）は、別表（1）（2）に掲げる1日分を、執務日数に応じて支給する。

(その他の旅費)

第11条 前項までの規定にかかわらず、理事会及び評議員会出席に際しては、理事、監事及び評議員に対し、1回5,000円の旅費を一律に支給し、別途出張旅費は支給しない。  
但し、半径2Km以内の場合は支給しない。

(適用除外)

第12条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(出張中の事故)

第13条 役員の出張中の負傷、疾病、天災、その他事故については、法人は、その責を一切負わないものとする。

(付 則)

本規定は平成25年4月1日から施行する。

改定：平成29年6月13日

別表（1）

名称	報酬（日当）	実費弁償等
理事会・評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円

別表（2）

区分	車賃 (バス)	鉄道		船舶・ 航空機	宿泊料	報酬 (日当)
		新幹線	その他			
理事・監事・評議員	実費	実費	実費	実費	実費	10,000円